

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 1 月 18 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1 件

厚生年金保険関係

1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600302号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600137号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

A社から、請求期間に賞与が支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保存していないため、請求者に対する当該期間に係る賞与の支給については不明である旨を回答している上、請求者は、当該期間に係る賞与の支払額等を確認できる賞与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与の振込を確認できる預金通帳を所持していない上、請求者が当該期間の賞与の振込先であったとする金融機関は、当該期間に係る取引記録は、保存期間である10年を超えていたため確認できない旨を回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。